

後継年金受取人の 指定・変更のご案内

※後継年金受取人の指定・変更をご希望されない場合は、お手続きは不要です。

後継年金受取人とは・・・

年金受取人が、年金受取期間中に万が一のことがあった場合に、その年金受取人の一切の権利を承継する方です。残りの年金は、後継年金受取人の指定・変更がある場合には、後継年金受取人にお支払いいたします。

※死亡給付金受取人とは異なります。

ご指定いただくメリット

1

年金受取の権利を承継される方をあらかじめ特定できます。

- 年金受取人は、後継年金受取人を1名（被保険者の配偶者または3親等以内の血族）ご指定いただけます。
- ご指定がない状況で、年金受取期間中に年金受取人に万が一のことがあった場合は、法定相続人に均等に権利が承継されます。

ご指定いただくメリット

2

年金受取人に万が一のことがあった場合は、スムーズにお手続きすることができます。

- 後継年金受取人をご指定いただくと、「請求書」に加えて「後継年金受取人の本人確認書類のコピー」と「年金受取人の住民票除票または除籍謄本」の提出のみで、簡便にお手続きができます。
- 一方、ご指定がない場合は、法定相続人によるご請求となり、「年金受取人および法定相続人の戸籍」や「印鑑証明書」等、ご提出いただく書類が多くなります。さらに、法定相続人が複数名の場合は、すべての方の自署・押印が必要となります。

お手続きについて、詳しくは裏面をご覧ください。

よくあるご質問 Q&A

Q1 死亡給付金受取人を指定していれば、後継年金受取人を指定する必要はないですか？

A1 死亡給付金受取人は**年金支払開始前**に、被保険者に万が一のことがあったときに死亡給付金を受け取る方のことです。
現在のお客さまのご契約は**年金が開始されている**ため、死亡給付金の支払はありません。
年金受取人に万が一のことがあったときに、その年金受取人の一切の権利を承継する後継年金受取人の指定が必要です。

Q2 「すべての財産を〇〇に残す」という遺言があれば、後継年金受取人は指定する必要はないですか？

A2 「すべての財産を〇〇に残す」という遺言では、後継年金受取人の指定にはなりません。
後継年金受取人の指定がないときは、法定相続人が後継年金受取人になります。
したがって、あらかじめ、もしくは遺言(※)により、後継年金受取人を指定いただく必要があります。

※遺言につきましては、弁護士等の専門家や公証役場などにご相談ください。

～ 年金受取の権利を承継される方 ～

後継年金受取人の指定あり

後継年金受取人の指定なし

後継年金受取人

年金受取人の法定相続人
(2名以上の場合、受取割合は均等)

後継年金受取人を指定・変更する場合のお手続き方法

書類の郵送によるお手続きとなります。お手数ですが、下記のお手続きサポートダイヤルまでお申し出いただきますようお願いいたします。

年金に関するご照会・ご相談などにつきましては、お電話で承ります。

第一フロンティア生命
お手続きサポートダイヤル

 **0120-876-126**

受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00（祝日、年末・年始などの休日除く）

※このお知らせは、お手元の「年金証書」とあわせて大切に保管ください。